

意見案第3号

北方領土問題の解決促進等に関する意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後74年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も84歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

また、全ての道民も、日ロ両首脳による領土問題解決に向けた今後の外交交渉の一層の加速と具体的な進展を強く願っている。

そのような中、本年9月5日の日ロ首脳会談では、平和条約締結問題については、未来志向で作業することが再確認され、交渉を継続する方針で一致したものの具体的な進展は見られず、道民はもとより元島民や返還要求運動関係者を初めとした、国民の切なる願いが実現に至らなかったことは、まことに残念と言わざるを得ない。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論の結集と高揚並びに国際世論の喚起や北方領土教育の充実を初め、青少年対策を強化するとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。
 - 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。
 - 3 北方四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業の円滑な実施を図るとともに、四島交流の拡充を通じ、双方の協力を高め、信頼関係を強化すること。
 - 4 北方四島における共同経済活動に関する協議に当たっては、我が国の法的立場を遵守しながら、領土問題の解決を通じた平和条約の締結に結びつけること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊